

## 第1 審査会の結論

審査請求人からの「平成18年 月 日午後5時頃から同6時30分頃までの警察署刑事課取調室における と の活動記録（サービス日誌）の開示を求めます。」との公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により長崎県警察本部長が不開示（公文書不存在）とした決定は、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経過

### 1 開示請求の内容

審査請求人は、平成22年4月19日付けで、条例第6条第1項の規定により長崎県警察本部長（以下「処分庁」という。）に対して、「平成18年 月 日午後5時頃から同6時30分頃までの 警察署刑事課取調室における と の活動記録（サービス日誌）の開示を求めます。」との開示請求を行った。

### 2 処分の内容

処分庁は、上記開示請求に対し、平成22年4月26日付けで、審査請求人に対し、条例第11条第2項の規定により、公文書不開示決定（公文書不存在）（以下「本件処分」という。）を行い、

本件開示請求に係る公文書を検索した結果、当該公文書を保有していなかったため

との理由を付し、通知した。

### 3 審査請求の経緯

審査請求人は、本件処分を不服として平成22年6月28日付けで、処分庁の上級行政庁である長崎県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求の趣旨は「本件処分を取り消すとの裁決を求める。」というものであり、審査請求人の主張は、審査請求書及び意見書によれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 当事者3名に関して検索し、不存在を認めると決定するのであるなら上司等を含め不法行為で処分を受けることになると思う。（検索を広げると見つけると思う。）
- (2) 不存在として処理することになる場合、担当した警察官は刑法犯と同様の罪状を行使することをいとわなかったと判断することにし、証人も証拠も存在するた

め、公務員としてふさわしくない人として、それ相当の罰を受けることになる。

#### 第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によれば、おおむね次のとおりである。

##### 1 長崎県警察の文書管理について

長崎県警察における文書管理については、長崎県警察の文書取扱いに関する訓令（平成13年長崎県警察本部訓令第11号。以下「文書訓令」という。）に文書の作成、收受、起案、整理、廃棄等の一般的な取扱いを規定しており、文書の保存期間については、文書の種類や内容等により30年、10年、5年、3年、1年、1年未満の各保存期間を定め、保存期間が満了した文書については、特別の延長措置が行われない限り廃棄することと規定している。

##### 2 本件開示請求に係る公文書について

本件開示請求書に記載されている勤務日誌は、一般に警察署等で作成される勤務に関する日誌（以下「勤務日誌」という。）であると認められる。

長崎県警察の組織に関する規則（平成14年長崎県公安委員会規則第4号）では、警察署長の任務について、「署長は、警察本部長の指揮監督を受け、警察署の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。」と規定している。この規定に基づき、

警察署では、署長その他の幹部が、署員の事務を把握し、指揮監督する等の業務管理を徹底するために署員の勤務予定及び勤務結果を記録する勤務日誌を備え付けており、文書訓令に規定する文書の分類、保存期間等を定めた基準表に基づき、捜査管理一般文書として、保存期間を1年としている。

##### 3 勤務日誌の確認

平成18年当時の勤務日誌に請求者が求める日時の記録が記載されていたとしても、勤務日誌の保存期間は1年であるため、平成19年12月31日をもって保存期間が満了している。平成18年当時の勤務日誌について、保存期間の延長の措置もとられておらず、警察署刑事課に現在保存されている過去の勤務日誌は平成21年の勤務日誌のみで、それ以前のは保有されていなかった。

##### 4 諮問庁が開示を不当と判断した理由

以上のとおり、処分庁からの説明によると該当する公文書の検索を経て、本件処分を行ったものであり、処分庁の決定は妥当なものであったと諮問庁は判断した。

##### 5 審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

審査請求人は、審査請求の趣旨として、原処分の取消しを求めており、その理由として、

当事者3名に関して検索し、不存在を認めると決定するのであるなら上司等を含め不法行為で処分を受けることになると思う。（検索を広げると見つかると思う。）

と主張している。

しかしながら、処分庁では、上記のとおり当該請求に係る公文書を保有していないものであり、審査請求人の主張によって本件処分の判断が変わるものではなく、処分庁が行った不開示決定（公文書不存在）は妥当である。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 本件開示請求に係る公文書について

本件開示請求に係る公文書については、諮問庁の説明のとおり、一般に警察署等で作成される「勤務日誌」と認められる。

諮問庁の説明によれば、長崎県警察における文書管理については、文書訓令に文書の作成、收受、起案、整理、廃棄等の一般的な取扱いを規定しており、文書の保存期間については、文書の種類や内容等により30年、10年、5年、3年、1年、1年未満の各保存期間を定め、保存期間が満了した文書については、特別の延長措置が行われないうり廃棄することと規定しており、実際に文書訓令にしたがって、作成、收受、起案、整理、廃棄等が行われている。

処分庁の説明によれば、本件対象公文書である勤務日誌の保存期間は1年であるため、仮に、平成18年当時の勤務日誌に請求者が求める日時の記録が記載されていたとしても、平成19年12月31日をもって保存期間が満了し、保存期間の延長の措置もとられていないので、既に廃棄されており、実際に、警察署刑事課に現在保存されている過去の勤務日誌は平成21年の勤務日誌のみで、それ以前のもものは保有されていない、とも説明している。

文書訓令には、名称、内容、作成目的からみて、勤務日誌の全部又は一部を1年以上保存しなければならないとする規定はなく、その他に本件対象公文書の存在を窺わせる具体的事情も存在せず、存在していないことについて不合理だと認められるような事情もないことから、本件対象公文書は不存在と認めるのが相当である。

### 2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び意見書の中で種々主張を行っているが、上記のとおり、不存在と認めるのが相当であり、審査請求人の主張については当審査会において判断するものではない。

### 3 結論

以上のことから、処分庁が本件開示請求に対して、条例第11条第2項の規定により公文書不開示（公文書不存在）とした決定は、妥当である。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成22年 7 月29日	・ 諮問庁から諮問書を受理
平成22年 8 月17日	・ 諮問庁から理由説明書を受理
平成22年 9 月 2 日	・ 審査会（審査）
平成22年 9 月10日	・ 審査請求人から意見書を受理
平成22年10月26日	・ 審査会（審査）
平成22年11月30日	・ 答申

長 崎 県 情 報 公 開 審 査 会 委 員 名 簿

氏 名	役 職	備 考
石 橋 龍 太 郎	弁 護 士	会 長 職 務 代 理 者
岡 本 芳 太 郎	長 崎 大 学 経 済 学 部 教 授	会 長
福 村 喜 美 子	N P O 法 人 会 長	
山 中 英 子	司 法 書 士 ・ 行 政 書 士	
横 瀬 透	長 崎 新 聞 社 常 務 取 締 役 総 務	